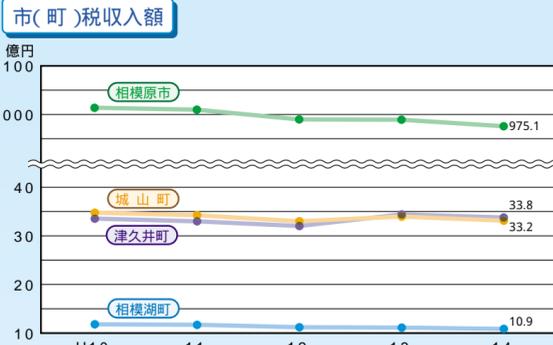
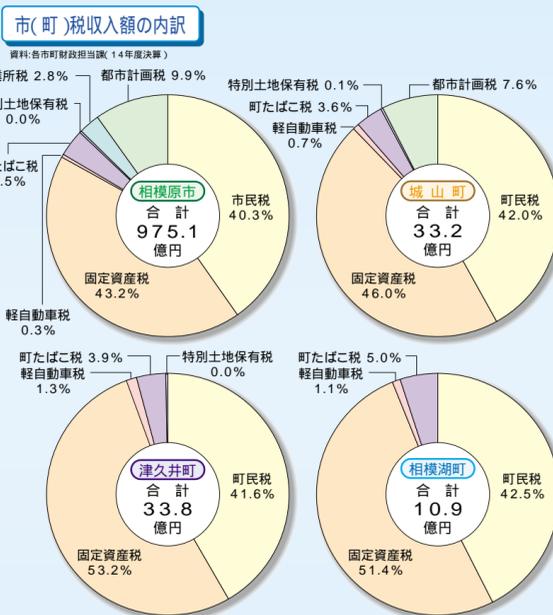


1市3町 税の状況について



市(町)民税には、市(町)民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、事業所税、都市計画税があります。なお、特別土地保有税は、平成15年度以降新たな課税は行わないこととされました。



市町の税の比較

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
市(町)民税	均等割	3,000円		
	所得割	200万円以下3%、700万円以下8%、700万円超10%		
法人税	均等割	5万円～300万円(資本金、従業者数により9段階)		
	法人割	資本金等10億円以上14.7% 10億円未満13.5% 資本金等5億円未満12.3%	資本金等2億円以上14.7% 5億円未満13.5% 資本金等2億円未満12.3%	12.3%
固定資産税	1.4%			
都市計画税	0.3%	0.3%	-	-
事業所税	資産割 600円 従業者割 0.25%	-	-	-
市(町)民税	旧3級品 1,000本につき1,412円 その他 1,000本につき2,977円	-	-	-
軽自動車税	原動機付自転車	1,000円		
	四輪乗用(目)	7,200円		
	貨物(目)	4,000円		
	四輪乗用(管)	5,500円		
貨物(管)	3,000円			

事業所税は人口30万人以上の都市等が課税団体となる目的税
軽自動車税は代表的な車種について記載

資料: 各市町税務担当課

